平成31年２月８日
関東管区行政評価局



国立大学の授業料の口座振替に対応できる金融機関の拡大

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答－

総務省関東管区行政評価局では、以下の行政相談を受け、民間有識者で構成する行政苦情救済推進会議（座長　利根忠博　埼玉県法人会連合会会長）に諮り、同会議の意見を踏まえ、平成30年10月26日、4国立大学法人（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び上越教育大学）にあっせんしました。

このあっせんについて、各大学法人から回答を受領しましたので公表します。

相談要旨



国立大学の授業料の納付方法は、口座振替が主流であるが、取扱金融機関については、ほとんどの金融機関となっているものがある一方、国立大学が指定した金融機関に限定しているものがある。納付可能な金融機関の拡大を図ってほしい。

（関東管区行政評価局受付）

あっせん要旨

ゆうちょ銀行以外に口座振替ができる金融機関を特定の金融機関等に限定している4国立大学法人は、口座振替ができる金融機関の拡大を図ること。

回答要旨

（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学及び上越教育大学）

口座振替ができる金融機関の拡大について、平成31年度中（宇都宮大学及び上越教育大学は前期から）に対応を行う。

【問合せ先】総務省　関東管区行政評価局　総務行政相談部
首席行政相談官室　田尻、青山
電　話：048-600-2313　メール：knt32@soumu.go.jp